

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法律と社会倫理に基づいて行動し、経営方針を実現し、継続的な成長をするため、コーポレート・ガバナンスが経営の重要課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則 1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、上場株式については保有しないことを原則としております。しかしながら、取引関係の維持・強化等経営上の合理的な目的に基づき保有する場合には、その目的に応じた保有であることを定期的に確認しております。

なお、個別の政策保有株式の保有の適否の検証及びその内容の開示方法については、今後、検討してまいります。

政策保有株式に係る議決権行使については個別に判断いたしますが、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するものか等を総合的に判断し適切に行使しております。

【補充原則 2 - 2 】

今後、行動規範については、毎年の方針説明会における説明及び社内報により周知を図ってまいります。行動規範の遵守状況の調査を行い、その結果を取締役会へ報告することを検討してまいります。

【補充原則 2 - 4 】

当社は、年齢、国籍、性別等を区別することなく、意欲と能力のある従業員を管理職(部長職以上)へ登用しております。管理職の登用について、管理職に占める女性の割合は3.6%であり、今後は、増加させてまいります。外国人については従業員に占める割合が小さいため目標を定めておりません。中途採用者については、経験・能力等を総合的に判断し、管理職に登用しているため、目標を定めておりません。

社員一人ひとりの能力向上を目指し、自ら学ぶ姿勢の醸成に努めており、自己啓発支援制度、資格取得報奨金制度などを導入しております。また、働きやすい職場環境作りを重要な経営課題と認識しており、リフレッシュ休暇、ノー残業デー、時差出勤などを導入しております。

【補充原則 4 - 1 】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりませんが、今後、後継者の計画の策定について検討してまいります。

【原則 4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、経営、財務等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための、ジェンダー、国際性、職歴及び年齢を含む多様性と適正規模を両立していると認識しております。また、当社の監査役には公認会計士がおり、財務会計に関する適切な知見を有しております。各取締役・監査役の選任の際に、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮することにより、取締役会の実効性の向上を図っております。そのため、当社は、取締役会全体の実効性評価は行っておりませんが、今後、アンケートによる取締役会全体の評価を行う予定であります。実施後、評価結果は開示を予定しております。

【補充原則 4 - 11 】

当社は、取締役会全体の実効性評価は行っておりませんが、今後、アンケートによる取締役会全体の評価を行う予定であります。実施後、評価結果は開示を予定しております。

【補充原則 5 - 2 】

当社は、事業ポートフォリオに関する基本的な方針などを作成しておりませんが、中期経営計画などの作成にあたっては事業ポートフォリオを考慮しております。今後、事業ポートフォリオに関する基本的な方針などの作成・公表について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期実施しております。

【原則 2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

【原則 3 - 1 . 情報開示の充実】

- (1) 経営理念や経営方針を当社ホームページ等にて開示しております。
- (2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方を本報告書に開示しております。
- (3) 当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与およびストックオプションにより構成されております。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。なお、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続の詳細については、本報告書にて開示しております。
- (4) 社内取締役候補者は、担当分野において高度な専門性を有するとともに、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応できる人材を、社外取締役候補者は、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能な人材を、取締役会において決定しております。監査役候補者は、豊富な経験および高い見識を有している人材を監査役会が検討し、同意した上で、取締役会において決定しております。取締役の解任については、上述の選任方針を充足しないと認められる場合、法令及び定款に違反する行為又はその恐れのある行為があった場合には、取締役会において解任を検討いたします。
- (5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則 3 - 1 】

当社は、サステナビリティについて、環境、安全・安心などを重要課題と認識し、取り組みを行っております。また、人的資本への投資は、教育制度、従業員の働きやすさなどに、知的財産への投資は、乳酸菌の研究などを行っております。これらはホームページに掲載しているESGレポートやIR資料を通じて公表しております。

【補充原則 4 - 1 】

当社は、取締役会規則において、株主総会、決算、人事・組織、資産及び資金などに関する重要な事項を取締役会において決議することと定めております。上記以外の意思決定について、職務権限規定、稟議規定等において、代表取締役、担当取締役等が決定することを定めております。

【原則 4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自の独立性判断基準を策定しており、当該基準に基づき取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定することとしております。

【補充原則 4 - 10 】

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の客観性及び透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会のメンバー構成は代表取締役社長、代表取締役副社長及び独立社外取締役3名の合計5名であり、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。

この指名・報酬委員会の主な役割は

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役の報酬等に関する事項
- (5) 取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (7) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

であり、取締役会が必要と認めた事項について審議を行い、多様性やスキルを踏まえた上で、取締役会に提言することとしております。

【補充原則 4 - 11 】

【原則 4 - 11】に記載の通り、経営、財務等の各分野において専門的知識と豊富な経験を有した者で構成されており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立した形で構成していると認識しております。なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、【原則 3 - 1】(4)に記載の通りであります。

本報告書にて、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを開示しております。なお、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めております。

【補充原則 4 - 11 】

当社取締役会では、当社役員が他の上場会社の役員を兼任する場合、当社を除く3社の就任までと兼任数の上限を定めております。また、当社は、取締役及び監査役の個別の兼務状況を株主総会招集通知、有価証券報告書、本報告書にて開示しております。

【補充原則 4 - 14 】

取締役・監査役は、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。また、就任後も、必要に応じて研修を行っており、取締役・監査役に対するトレーニングを継続的に実施しております。

【原則 5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様が当社を正しく理解できるよう、透明性、公平性、継続性を基本とした迅速な情報開示に努めております。金融商品取引法などの関係諸法令及び金融商品取引所の定める適時開示規則に基づく情報開示を行うとともに、当社の理解のために有効と思われる情報についても適切な方法により積極的な情報開示に努めております。

具体的には、決算説明会を年2回、個人投資家向け説明会についても適宜実施しており、個別取材にも可能な限り代表取締役社長及び広報・IR室が対応しております。

また、IRの担当部署として、広報・IR室を設置するとともに、ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海漬物株式会社	976,700	15.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	592,400	9.21
荻野芳隆	241,600	3.76
株式会社埼玉りそな銀行	183,000	2.85
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	173,600	2.70
株式会社セブン - イレブン・ジャパン	140,000	2.18
ピックルスコーポレーション取引先持株会	116,100	1.81
田島弘幸	108,250	1.68
ビービーエイチ フィデリティ ビューリタン フィデリティシリーズ イントリンシツク オボチュニテ イズ フアンド	100,000	1.56
株式会社武蔵野銀行	100,000	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

上記「大株主の状況」は、以下補足説明を含め、2021年8月31日現在のものです。
2021年9月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は株式分割の前であるため、当該株式分割前の株式数で記載をしております。

2021年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エフエムアール エルシーシーが、2021年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年8月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりでございます。
(氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合)
エフエムアール エルシーシー(FMR LCC)/326,918株/5.09%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
萩野 頼子	他の会社の出身者								○			
田中 徳兵衛	他の会社の出身者											
土居 鋭一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
萩野 頼子	○	当社の取引先(土地の賃借)である宗教法人能仁寺の責任役員であります。当社グループとの取引金額(土地賃借料の支払い)は6百万円(2021年2月期)となります。	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しており、当社の取引先である宗教法人能仁寺の責任役員であります。当該取引金額は僅少(当社の連結売上高の0.1%未満)であることから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
田中 徳兵衛	○	——	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しており、また、独立性基準に該当しないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
土居 鋭一	○	——	長年にわたる食料品製造業及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しており、また、独立性基準に該当しないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 **更新**

- ・指名・報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。
- ・指名・報酬委員会の詳細は本報告書の「 1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【補充原則4 - 10】」に記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役会は監査役4名(うち、社外監査役3名)で構成されております。監査役会は、毎月1回開催しています。監査役は、取締役会や必要に応じて各種会議に出席し、会社の業務や財産状況の調査、内部統制に関する調査などを行っております。監査役は、監査室と定期的な連絡会を開催し、内部監査の結果等について情報共有を行うと共に、必要に応じて、監査室と連携し監査を行っております。また、監査役は監査法人と四半期ごとに、情報交換等を行い、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村木 徹	他の会社の出身者													
神崎 幸雄	他の会社の出身者													
小高 正裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村木 徹	○	当社の主要な取引先(借入等)である(株)埼玉りそな銀行の出身者であります。当社グループの同行に対する借入残高は1,389百万円(2021年2月28日現在)となります。	長年にわたる金融機関における業務経験と高い見識を有しており、当社の主要な取引先である(株)埼玉りそな銀行を退職後5年以上が経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
神崎 幸雄	○	——	長年にわたる小売業における業務経験と高い見識を有しており、また、独立性基準に該当しないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
小高 正裕	○	——	公認会計士・税理士として培われた会計・税務の専門知識と経験があり、また、独立性基準に該当しないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬制度は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。
株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、社内取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を導入しております。取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、社内取締役について年額160百万円以内、新株予約権の総数600個を各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限としております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は制度導入目的を考慮し、付与対象者を社内取締役としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の開示手段は、有価証券報告書、株主総会招集通知となります。開示状況は、全取締役の総額を開示しております。2021年2月期の取締役(10名)の総額は239百万円(基本報酬101百万円、ストックオプション48百万円、賞与89百万円)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与およびストックオプションにより構成されております。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職位及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを、毎年、一定の時期に付与し、その権利行使は取締役退任後とします。総数は、前年の付与総数及び当社の業績を考慮し決定し、個人別の付与数は、取締役の役位、在任期間に応じて決定します。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種などの報酬水準を踏まえ、決定します。

- e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
基本報酬、賞与およびストックオプションの個人別の報酬額については、取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

広報・IR室が、社外取締役及び社外監査役の事務局を実施しております。
社外取締役及び社外監査役は、広報・IR室に対し、職務遂行上必要な情報を要求し、広報・IR室が各部門から情報を収集し提供することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

元代表取締役社長等である相談役・顧問等はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。
取締役会は取締役8名、監査役会は監査役4名で構成されております。
取締役会は毎月定期的に開催しており、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告などを行っております。社外取締役の高い見識に基づく有用な意見等を意思決定に反映させるとともに業務執行の監督権限を強化し、取締役会の機能が十分に果たせるような環境を整備しております。また、経営環境の変化に対応すべく、随時、執行役員を含む関係各部門長などを招集し各種会議を開催しております。
監査役会は毎月定期的に開催しております。監査役は、取締役会などの会議出席、会社の業務監査や財産状況調査などを行っております。また、監査役に対し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、監査が効率的に実施される環境を整備しております。なお、社外監査役小高正裕は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会のメンバー構成は代表取締役社長、代表取締役副社長及び独立社外取締役3名の合計5名であり、構成員の過半数を独立社外取締役が占めております。
会計監査人は、監査法人日本橋事務所を選任しております。
また、法令遵守の観点から外部の弁護士に依頼し、専門的なアドバイスを受けております。
内部監査は、監査室を設置し、社内規定に基づき、各部門に対して業務監査、内部統制に関する監査等を実施しております。
当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
なお、当社は執行役員制度を導入し、取締役を兼務しない執行役員8名を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を採用しております。社外監査役を含む監査役会による監査とともに、社外取締役による経営に対する監督が当社にとって適切であると判断し現在の体制を採用しております。
当社は、社外取締役及び社外監査役には社外役員として当社の取締役に對し忌憚のない意見を述べてもらい、取締役会の活性化に繋がることを期待して選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知を2021年5月10日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため、株主総会開催日は5月となっており、集中日には該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、パソコンやスマートフォンによるインターネット等による議決権行使の電子化を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、議決権行使電子プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページに株主総会招集通知の英文を掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRコンサルティング会社などが主催する説明会に適宜参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(4月、10月)開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「IR情報」(https://www.pickles.co.jp/ir/)を掲載し、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、株主総会関連資料(招集通知、決議通知)、コーポレートガバナンス報告書等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ピクルスコーポレーショングループ行動規範」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全についてはISO14001を取得しており、省エネ、廃棄物削減等の活動に取り組んでおります。 また、当社のESGへの取り組みをまとめたレポートを作成し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページに掲載されています「ディスクロージャーポリシー」に定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、以下のとおり、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務を遂行していく上での指針・基準となる行動規範を定める。
 - ・当社のコンプライアンス室は、コンプライアンスに関する社内規定を定め、当社グループのコンプライアンス体制の構築、運用を行う。
 - ・当社のコンプライアンス室は、内部通報制度に関する社内規定を定め、当社グループにおける内部通報制度の構築、運用を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の取締役は、当社グループのリスク管理体制を構築する権限と責任を有することとする。
 - ・当社の取締役は、当社グループのリスク管理体制の構築・運用状況を取締役会へ報告する。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務分掌規定、稟議規定等の社内規定の整備、運用を行う。
 - ・当社は毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の意思決定のほか、担当業務の執行状況報告などを行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の取締役が子会社の役員を必要に応じて兼務し、子会社の業務運営状況の把握、改善を行う。
 - ・当社の総務部は、子会社管理に関する規定を定め、子会社から当社への業務運営状況の報告手続きを含む子会社管理体制の構築、運用を行う。
 - ・当社の経理財務部は、社内規定を定め、グループ間取引の公正性を保持する体制の構築、運用を行う。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・当社の監査役会が、職務執行を補助する使用人を置くことを求めた場合は、その求めに応じ、監査役会事務局を任命する。
- (7) 補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役会事務局の使用人の当社の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の同意を得る。
 - ・監査役会事務局の使用人は、当社の監査役の指揮命令に従う。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・当社の取締役は、当社グループにおける経営に大きな影響を及ぼす重要な事項の報告を当社の監査役に行う。また、当社の取締役及び使用人は、当社の監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ適切に報告を行う。

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の監査役の監査が効果的に行われるように、監査室は監査役との連携を図る。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の適正性を確保するため、規定等の整備、役員及び従業員等の役割・責任の明確化及び教育等を行い、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- (12) 反社会的勢力を排除するための体制
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応する。その基本的な考えを行動規範に定める。また、警察、弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力による不当な要求の排除に備える。

業務の適正性を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務執行
 - ・取締役は、取締役会を開催し、業績動向の報告を行うとともに、法令や定款に定められた事項を決議しております。
- (2) 監査役の職務執行
 - ・監査役は、監査役会を開催し、決議・協議等を行い、取締役会やその他重要な会議へ出席するとともに、会計監査人及び監査室と連携し監査を実施しました。
- (3) 内部監査の実施
 - ・監査室は、監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、代表取締役社長及び監査役へ監査結果の報告を行いました。
- (4) コンプライアンス
 - ・職務を遂行していく上での指針・基準となる「ビックルスコーポレーション グループ行動規範」を定め、従業員に周知しております。
 - ・内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見等に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で対応いたします。その基本的な考えを行動規範に定めております。

社内体制については次のとおり整備しております。

- ・反社会的勢力への対応の統括は総務部が行い、担当責任者は、総務部長としております。また、「不当要求防止責任者」を選任しております。
- ・警察、弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力による不当な要求の排除に備えております。
- ・社内規定を整備し、反社会的勢力への対応手続き等を明確にしております。
- ・取引先に対しては、インターネット検索や日経テレコンの記事検索等により、反社会的勢力と関わりがないか調査を行うとともに、取引先との契約書においては暴力団排除条項を記載しております。



【会社情報の適時開示に関する概略図】



【スキル・マトリックス】

当社の取締役が有する専門性・経験の中で特に期待するものを示しております。

氏名	地位	期待される専門性・経験							
		経営全般	営業	製造・品質管理	開発・研究	財務・会計	人事・人材育成	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
宮 本 雅 弘	代表取締役社長	○	○	○	○				
影 山 直 司	代表取締役副社長	○	○	○	○				
蓼 沼 茂	専務取締役						○	○	
三 品 徹	常務取締役					○		○	
宮 腰 建 一 郎	取締役			○	○				○
萩 野 頼 子	社外取締役	○							
田 中 徳 兵 衛	社外取締役	○							
土 居 鋭 一	社外取締役	○							

(注) 上記は、各取締役が有する全ての専門性・経験を表すものではありません。